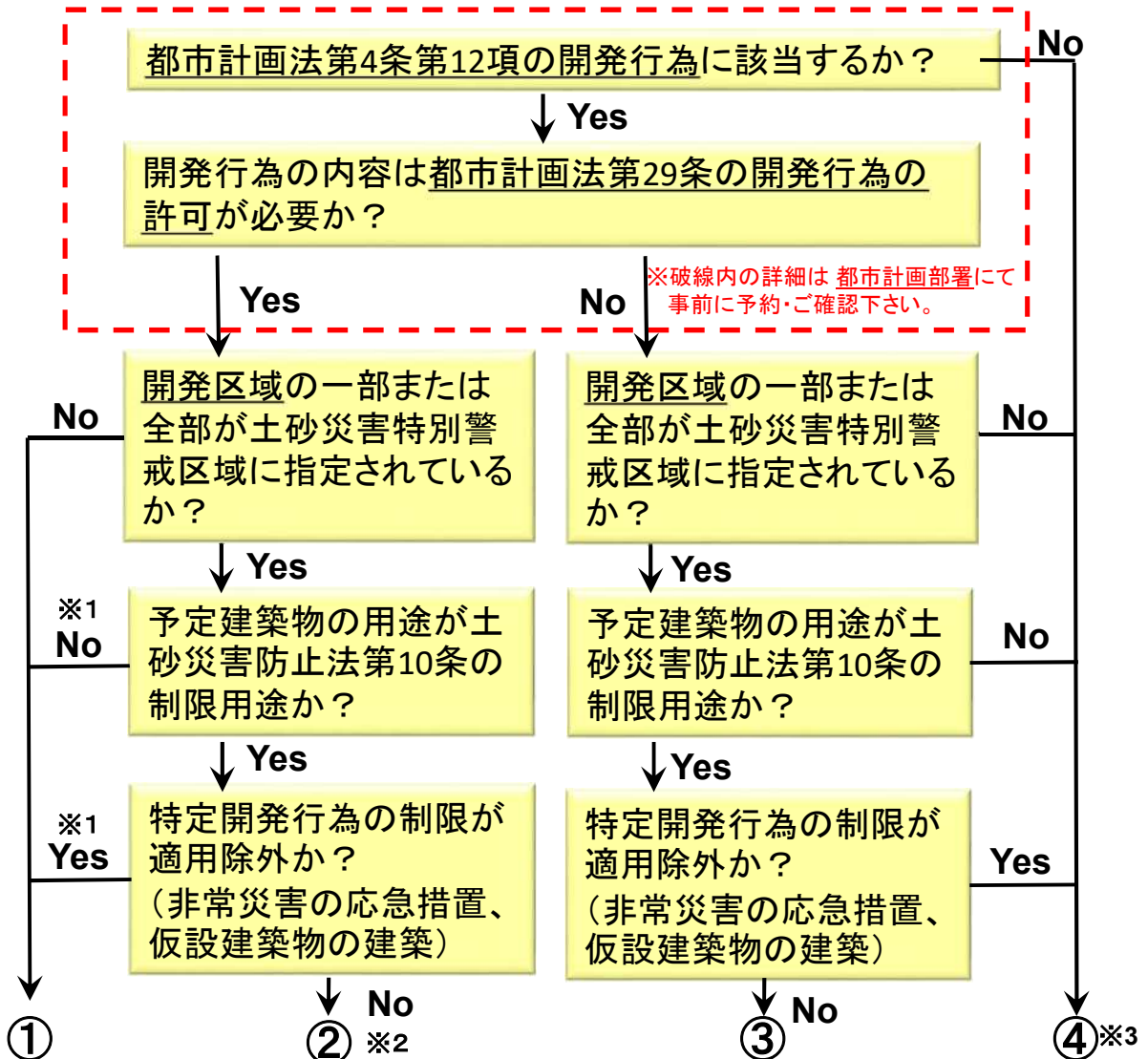


特定開発行為該当性判断 及び 必要な許可



【必要な許可】

- ① 都市計画法の開発行為の許可 (※1 対策工法への助言が必要)
- ② 都市計画法の開発行為の許可と
土砂災害防止法の特定開発行為の許可 (※2 同時許可となる)
- ③ 土砂災害防止法の特定開発行為の許可
- ④ なし (※3建築基準法上の建築物構造規制が適用される場合あり)

※都市計画法に関するお問い合わせ先

- ・福岡市 ……福岡市開発・建築調整課開発指導係 TEL:092-711-4588
- ・北九州市 ……北九州市建築都市局開発指導課 TEL:093-582-2644
- ・久留米市 ……久留米市都市建設部建築指導課 TEL:0942-30-9343
- ・大任町 ……大任町事業課 TEL:0947-63-3001
- ・上記以外 ……福岡県庁都市計画課開発係 TEL:092-643-3715